

天塩川下流圏域河川整備計画 [変更] (原案) に対してご意見を募集します！

今後、概ね 20 年にわたる天塩川水系中央ウブシ川・北ウブシ川・原子の沢川の具体的な河川整備、維持について定める河川整備計画の策定にあたり、天塩川下圏域河川整備計画[変更] (原案) に対して、意見を募集します。

◇原案の縦覧

(1) 縦覧場所及び日時

- ・ 留萌振興局 留萌建設管理部(事業室治水課・羽幌出張所・遠別出張所)
 - ・ 宗谷総合振興局 稚内建設管理部(事業室治水課・事業室事業課)
 - ・ 天塩町役場 産業振興課
 - ・ 幌延町役場 産業振興課
- ・ 令和 4 年 10 月 28 日(金)～令和 4 年 11 月 30 日(水)
- ・ 午前 9 時 00 分 から 午後 5 時 00 分まで(平日のみ)

(2) 意見の募集

- ・ 天塩川水系中央ウブシ川・北ウブシ川・原子の沢川流域にお住まいの方や原案に関係する地域の皆様から、ご意見を募集します。
- ・ 意見の内容は、原案に係わるものに限りします。

(3) 意見の提出

- ・ 縦覧場所に備え付けの意見用紙に記入し、縦覧場所の意見書投函箱に投函するか、郵送又は FAX で提出をお願いします。なお、電話での受付は行いません。
提出期限：令和 4 年 11 月 30 日(水)午後 5 時 00 分(郵送の場合は当日消印有効)

郵送先：〒 077-8585 留萌市住之江町 2 丁目 1-2
留萌振興局 留萌建設管理部 事業室治水課
FAX 番号：0164-42-4523

郵送先：〒 097-8558 稚内市末広 4 丁目 2-27
宗谷総合振興局 稚内建設管理部 事業室 治水課
FAX 番号：0162-33-3490

(4) 問い合わせ先

- ・ 留萌振興局 留萌建設管理部
事業室治水課 TEL：0164-42-8375
羽幌出張所 TEL：0164-62-1256
- ・ 宗谷総合振興局 稚内建設管理部
事業室治水課 TEL：0162-33-2556
事業室事業課 TEL：0162-26-2521

中央ウブシ川・北ウブシ川、 原子の沢川の川づくり

天塩川下流圏域河川整備計画（原案）
— 概要版 —



令和4年11月

宗谷総合振興局 稚内建設管理部
留萌振興局 留萌建設管理部

河川整備計画とは

平成9年6月、河川法の一部が改正され、具体的な河川整備に関する事項については、地域の意見を反映する手続を導入することになりました。

河川整備計画とは、計画的に河川の整備を進める必要のある区間について、具体的な川づくりを明らかにするほか、管理する区間について維持管理等の方針を定めるものです。

この計画は概ね今後 20 年の間に行う工事等としますが、川をとりまく状況の変化や社会をとりまく状況の変化等により必要に応じて見直しを行います。

河川整備の視点

皆様の地域の生活に深く関わってきた「中央ウブシ川・北ウブシ川、原子の沢川」は、次の3つの視点から整備を行います。

- ① **治水** → 中央ウブシ川・北ウブシ川、原子の沢川流域に住む人々の生命と財産を、台風や大雨などの水害から守ります。
- ② **利水** → かんがい用水等の河川の適正な利用に配慮し、中央ウブシ川・北ウブシ川、原子の沢川流域の発展を支えます。
- ③ **河川環境** → 豊かな河川環境を保全・整備し、流域の皆様に愛される川づくりを進めます。

河川法について

日本の河川制度は明治29年に旧河川法が制定されて以来、何度か改正を経て現在に至っています。

しかし、その後の社会経済の変化により、近年、河川制度をとりまく状況は大きく変化しているため、平成9年に河川法が改正され、『治水・利水・環境』の三つにおける総合的な河川制度が整備されました。

河川法改正の趣旨

■明治29年（1896年）河川法の設定


- 近代河川制度の誕生



治水

■昭和39年（1964年）治水・利水の体系的な制度の導入

- 水系一貫管理制度の導入
- 利水関係規定の整備



治水

+




利水

- 
- 社会経済の変化
 - 多様な生物の生息・生育環境
 - 円滑な濁水調整の推進
 - うるおいのある水辺空間
 - 地域の風土と文化

■平成9年（1997年）治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備

- 河川環境の整備と保全
- 地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入



治水



利水

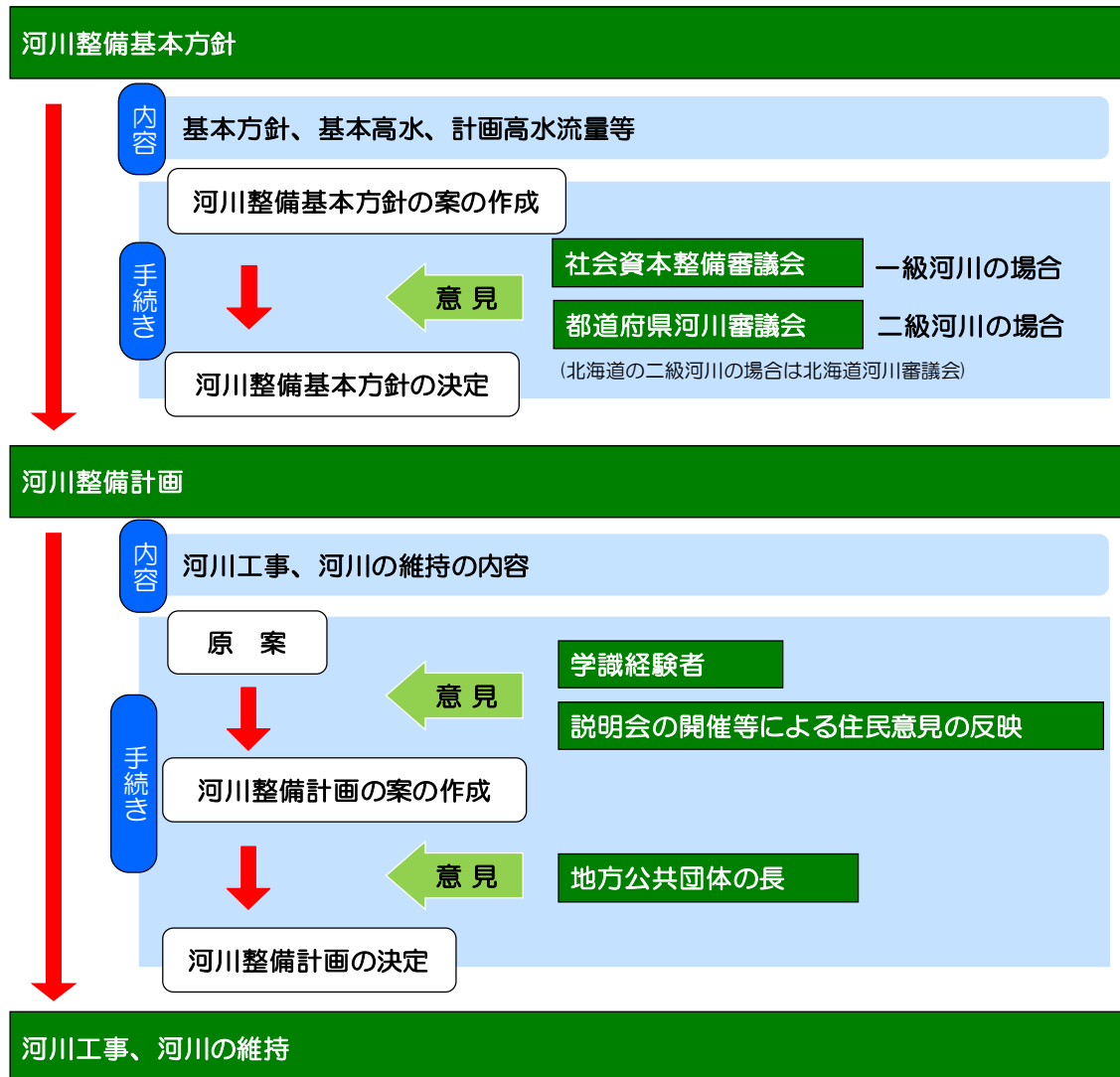


環境

新しい河川整備の計画制度

平成9年度の河川法の改正に伴う新しい河川整備の計画制度では、地域の意見を反映した河川整備を推進するため、河川整備の計画について、河川整備の基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）と具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）に区分されています。

天塩川下流水系河川整備基本方針は、国土交通省河川局により平成15年2月4日に策定されております。



河川整備基本方針と河川整備計画の違い

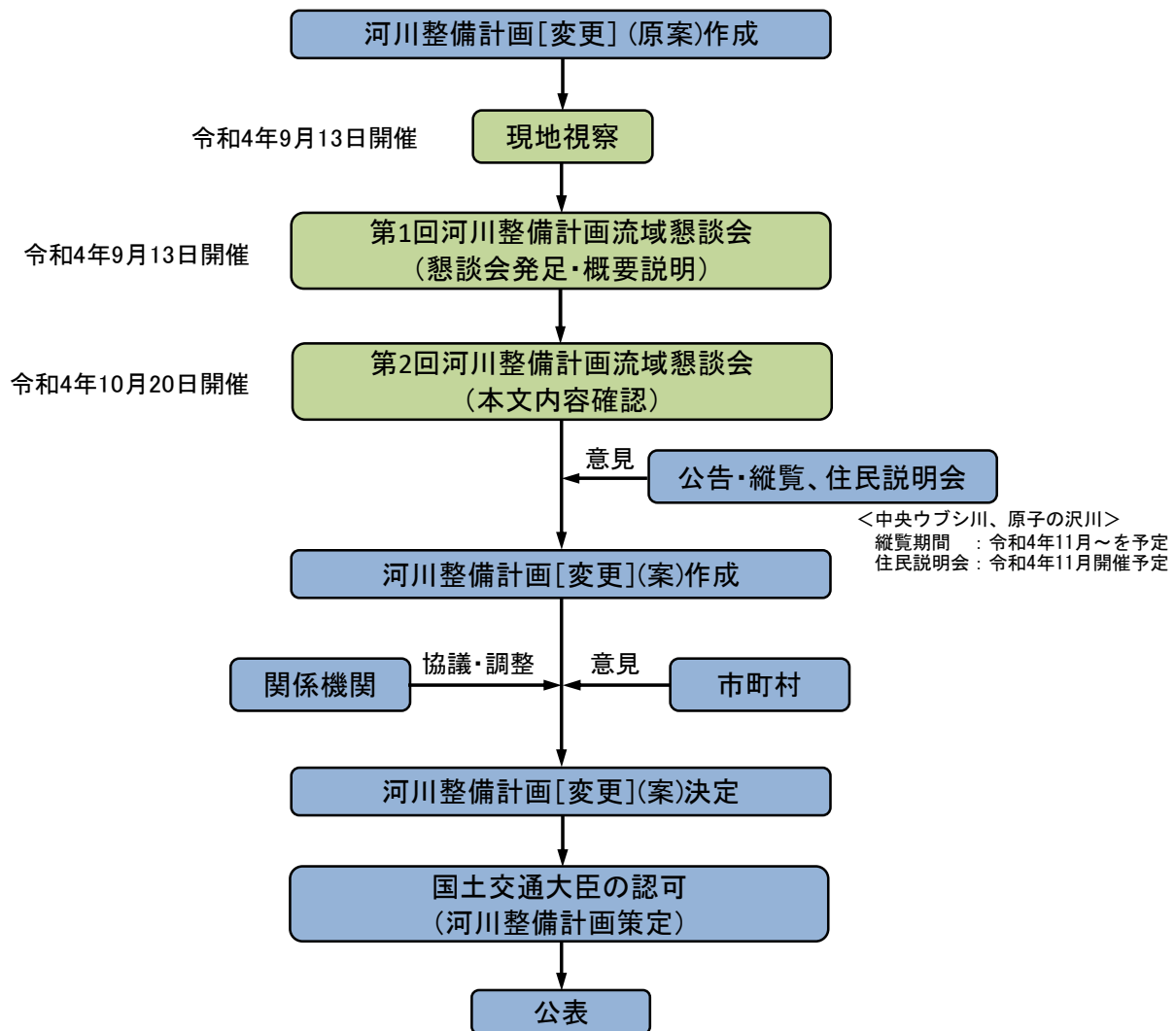
河川整備基本方針

河川整備基本方針は、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、水系ごとの長期的な河川整備の基本方針を定めるものです。

河川整備計画

河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川整備を進める区間について、河川工事、河川維持、河川環境の整備と保全等に対して地方公共団体の長や地域住民の意見を反映し、具体的計画を定めるものです。

天塩川下流圏域河川整備計画 策定の流れ(案)



天塩川下流圏域の概要

天塩川は、幹川流路延長 256km、流域面積 5,590km² の一級河川であり、流域は 3 市 8 町 1 村で構成されています。

北海道知事が管理する河川の整備計画を策定するにあたり、気候や流出形態など地勢的なまとまりとして天塩川流域を上流と下流の 2 圏域に分割しています。本圏域は天塩平野、サロベツ原野を流下する下流部にあたり、天塩川下流圏域として天塩川左岸側を留萌振興局留萌建設管理部、右岸側を宗谷総合振興局稚内建設管理部が管理しています。また、これより上流は、天塩川上流圏域として上川総合振興局旭川建設管理部が管理しています。

流域の気候は、亜寒帯気候に属し、道内陸部と比較すると寒暖差が小さいことが特徴となっています。年平均気温は約 6～7℃である。最暖期の 7～8 月の月平均気温は 20℃程度、最寒期の 1～2 月は -6℃程度です。

降水量は、平均年降水量が約 900～1,000mm 程度で、北海道の中ではやや少なめです。

圏域内の人口は、令和 2 年度国勢調査では約 9,300 人で、年々減少傾向が見られる一方、世帯数はほぼ横ばいとなっており、全道の傾向と同様に単独世帯や夫婦のみの世帯などが増えていると考えられます。

天塩川流域の産業は農林業の第一次産業を主体に発展してきましたが、近年サービス業を中心とした第三次産業へと主体が移行しています。農業については気象条件から南部では稲作、北部では畑作、酪農が中心となっています。

名寄市から美深町に至る名寄盆地が稲作の北限地帯であることから、上流域では稲作が行われています。下流域では、天塩平野、サロベツ原野など広大な平地を利用した畑作と酪農が営まれており、汽水域である天塩川下流やサロベツ原野の湖沼では、ヤマトシジミ漁が盛んであり、地域の重要な産業となっています。

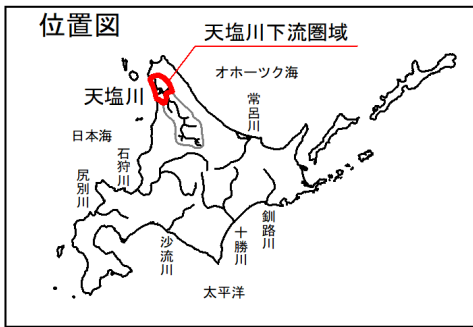
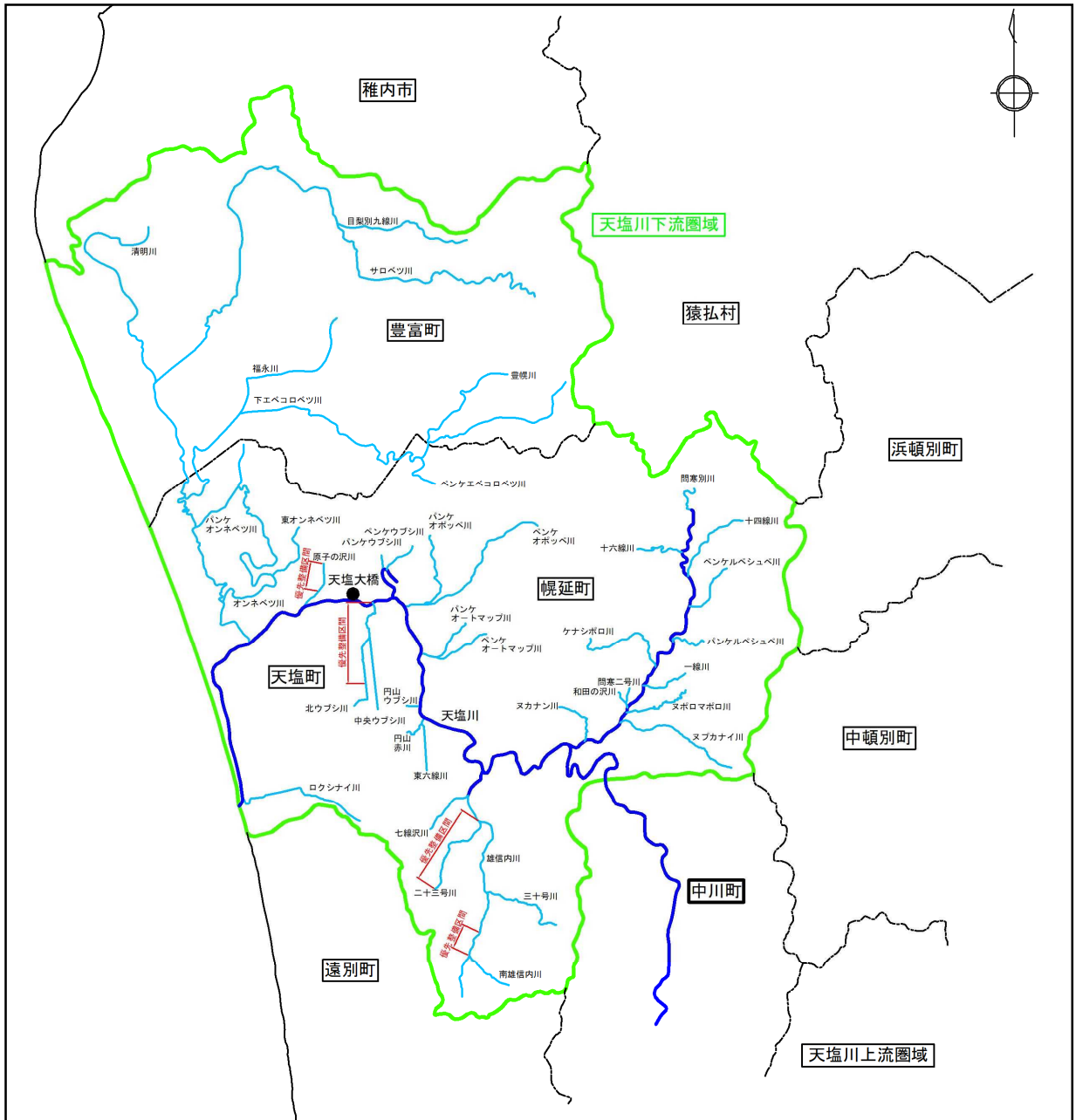
流域の土地利用は宅地が約 1%、畑地や牧場等の農地が約 25%、山地が約 42%、その他（原野・池沼等）の土地が約 32%を占めます（令和 2 年度現在）。

交通網は、主要幹線道路としては、旭川市を起点に天塩川沿いを通り稚内市に至る国道 40 号、留萌市から日本海沿いを通り天塩町に至る国道 232 号があり、JR 宗谷本線が国道 40 号とほぼ並行に縦走しています。

圏域内河川の概要

本圏域における河川整備計画では、天塩川水系河川整備基本方針に基づき北海道の川づくり基本計画を踏まえ、河川改修の経緯、水害発生の状況、河川の利用の状況、河川環境の保全等を考慮し、関係機関の事業とも調整を図りながら、河川整備にあたっての目標を明確にして、河川環境に配慮した治水、利水対策を推進していきます。

圏域内の北海道知事が管理する河川は、40 河川（管理区間延長 334.9km）です。このうち、過去の災害発生の状況、現況河川の流下能力、沿川の土地利用状況等から、現在、優先的に河川整備を実施する必要がある河川は、中央ウブシ川・原子の沢川です。



凡 例	
	対象圏域
	市町村界
	大臣管理区間
	北海道管理河川
	主要な地点

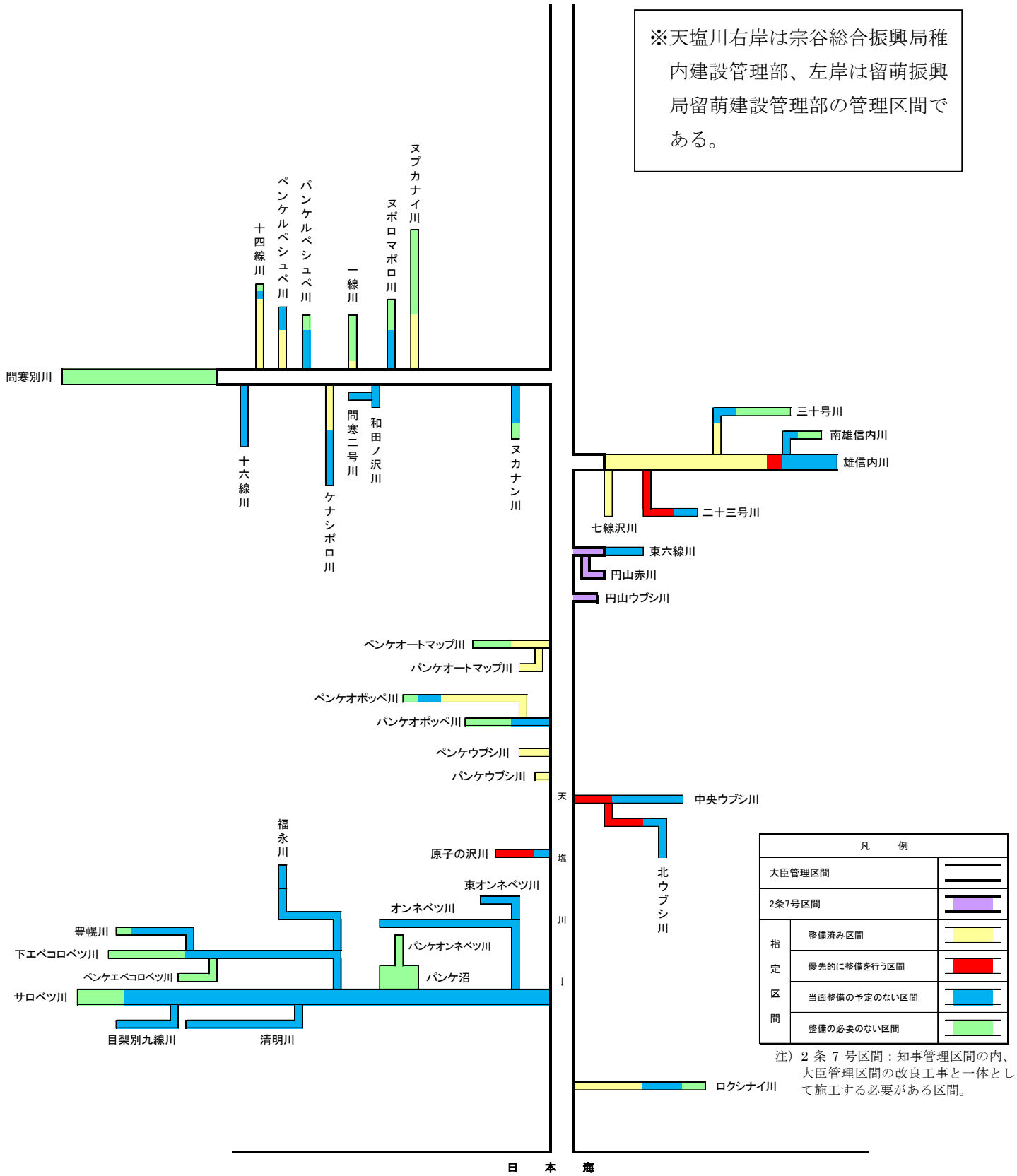
北海道知事管理河川一覧

河川番号	河川名				管理延長 (km)	流域面積 (km ²)
	本川	1次	2次	3次		
	天塩川					
1	・	ロクシナイ川			8.3	19.4
2	・	サロベツ川			68.2	630.5
3	・	・	オンネベツ川		23.0	45.4
4	・	・	・	東オンネベツ川	3.6	10.0
5	・	・	パンケオンネベツ川		5.5	8.9
6	・	・	下エベコロベツ川		40.7	206.0
7	・	・	・	福永川	10.2	41.1
8	・	・	・	ペンケエベコロベツ川	2.6	28.9
9	・	・	・	豊幌川	8.1	28.9
10	・	・	・	清明川	16.4	51.1
11	・	・	・	目梨別九線川	8.3	30.2
12	・	・	・	原子の沢川	3.3	14.9
13	・	・	・	中央ウブシ川	8.0	25.6
14	・	・	・	北ウブシ川	9.2	14.6
15	・	・	・	パンケウブシ川	0.9	4.1
16	・	・	・	ペンケウブシ川	2.1	4.5
17	・	・	・	パンケオボッペ川	5.5	11.7
18	・	・	・	ペンケオボッペ川	9.1	25.4
19	・	・	・	ペンケオートマップ川	4.8	14.8
20	・	・	・	パンケオートマップ川	2.5	31.7
21	・	・	・	円山ウブシ川	0.7	18.8
22	・	・	・	東六線川	3.4	17.5
23	・	・	・	円山赤川	1.6	4.8
24	・	・	・	雄信内川	14.7	113.3
25	・	・	・	七線沢川	3.1	9.1
26	・	・	・	二十三号川	5.7	16.4
27	・	・	・	三十号川	6.8	15.1
28	・	・	・	南雄信内川	3.6	6.8
29	・	・	・	問寒別川	9.9	281.4
30	・	・	・	ヌカナン川	3.7	16.5
31	・	・	・	ヌブカナイ川	9.0	15.2
32	・	・	・	ヌボロマボロ川	4.7	22.8
33	・	・	・	和田ノ沢川	0.5	10.0
34	・	・	・	問寒二号川	0.6	6.3
35	・	・	・	一線川	3.4	5.0
36	・	・	・	ケナシボロ川	6.6	32.5
37	・	・	・	パンケルペシュペ川	3.3	19.7
38	・	・	・	ペンケルペシュペ川	3.9	16.4
39	・	・	・	十四線川	5.3	21.7
40	・	・	・	十六線川	4.1	53.2

優先整備区間

河川名	計画区間		
	上流端	下流端	河川延長(km)
中央ウブシ川	北ウブシ川合流点	天塩川合流点	2.2
北ウブシ川	日詰橋下流	中央ウブシ川合流点	3.0
原子の沢川	左岸 幌延町字幌延 444 番地先 右岸 同町同字 462 番地先	大札橋上流	1.7

※天塩川右岸は宗谷総合振興局稚内建設管理部、左岸は留萌振興局留萌建設管理部の管理区間である。



治水対策の現状及び優先整備箇所概略図

中央ウブシ川・北ウブシ川、 原子の沢川の概要

【中央ウブシ川・北ウブシ川】

中央ウブシ川は、天塩町市街地より北東方向の無名山に源を発し、北東に流下後、国道40号線に平行に流れ、北ウブシ川、作返川、エンドウ沢川を合流し、天塩川に合流する、流域面積25.6km²、流路延長6.0kmの一級河川です。



優先整備区間（作返1号樋門上流）

【原子の沢川】

原子の沢川は幌延町市街地から西側、天塩郡豊富町と幌延町の境界をなす緩やかな丘陵地帯の尾根に源を発し（標高約115m）、南に流下しながら天塩川に合流する流域面積14.9km²、流路延長8.0kmの一級河川です。



優先整備区間（大礼橋上流）

治水

～中央ウブシ川・北ウブシ川、原子の沢川流域を水害から守ります。

中央ウブシ川・北ウブシ川は、昭和 54 年から平成 2 年にかけて作返川下流から 5.8km の区間において国営ウブシ地区土地改良事業として改修が行われています。原子の沢川は、昭和 53 年から昭和 56 年にかけて天塩川合流点より 1.0km 地点から 2.1km の区間において土地改良事業（幌延地区追分幹線明渠排水路）として改修が行われています。

中央ウブシ川・北ウブシ川は、令和 2 年 9 月の豪雨により農地被害 15ha の被害を受けています。原子の沢川は、令和 2 年 11 月の豪雨により農地被害 36ha の被害を受けています。

こうした状況を契機に、早急に河川改修を行い、家屋や農地を洪水被害から守る必要があると考えています。



中央ウブシ川 豪雨による農地冠水状況



原子の沢川 協進橋下流の浸水被害



中央ウブシ川、札返川合流地点の浸水被害

利水

～中央ウブシ川・北ウブシ川、原子の沢川流域の発展を支えます。

中央ウブシ川・北ウブシ川、原子の沢川の水利用は、現在行われていません。

河川環境

～豊かな河川環境を保全・整備し、流域の
皆様に愛される川づくりを進めます。

近年、河川環境に対し、動植物の生態系を保全する上での貴重な自然空間、地域住民の憩いの場というように、様々な社会的要請が高まってきました。中央ウブシ川・原子の沢川流域においても、これまで述べた治水や利水といった目的に加え、この豊かな河川環境を保全することにより、流域の皆さんに愛される川づくりを進めていこうと考えています。

中央ウブシ川・北ウブシ川は、SP1600までの区間はミクリやヨシ、クサヨシなどの水際植生が見られ、シラカバ、ハルニレ、ヤチダモ、ミズナラ、キハダなどにより構成される河畔林が存在しています。SP1600から日詰橋までの区間で水際植生はヨシやクサヨシ、オオイトドリ等の高茎草本群落が主体であり、一部、ヤナギ類による河畔林が見られます。

植物はミクリ、エゾミクリ、タマミクリ、エゾミズタマソウ、ノダイオウなどの重要な種が河畔林の林床や水中に生育しています。鳥類では、オジロワシ、ハイタカ、チュウヒ、ヒシクイなどの飛来が見られます。魚類では、スナヤツメ北方種、エゾウグイ、サクラマス（ヤマメ）、エゾトミヨ、ジュズカケハゼなどの重要な種が生息し、モツゴ、カムルチーなどの外来種も見られます。また、旧川にはヤチウグイ、エゾホトケドジョウ、エゾトミヨなどの重要な種が生息しています。

中央ウブシ川・北ウブシ川の水質については、「公共用水域における生活環境の保全に関する水質基準」による類型指定はされていないが、合流先の天塩川では、B類型に指定されています。

原子の沢川は、土地改良事業により排水路として整備されており、その勾配は1/1500程度で、水際まで採草地として利用されています。

流路内には、ヨシ、クサヨシ等抽水植物が水際に繁茂して、河岸はオオイトドリ等高茎草本群落が分布し、一部にオノエヤナギ等の河畔林も見られます。植物は重要種のミクリが流路内の各所に分布しています。鳥類は、重要種のオジロワシ、ヒシクイ、マガン、ハイタカ、ツミが飛来します。魚類は、重要種のヤチウグイ、エゾウグイ、エゾトミヨが生息するほか、ウグイ、モツゴ、トミヨ、ウキゴリ、フクドジョウ等4科12種の魚類が生息しています。哺乳類は、エゾシカ、キタキツネが生息しています。

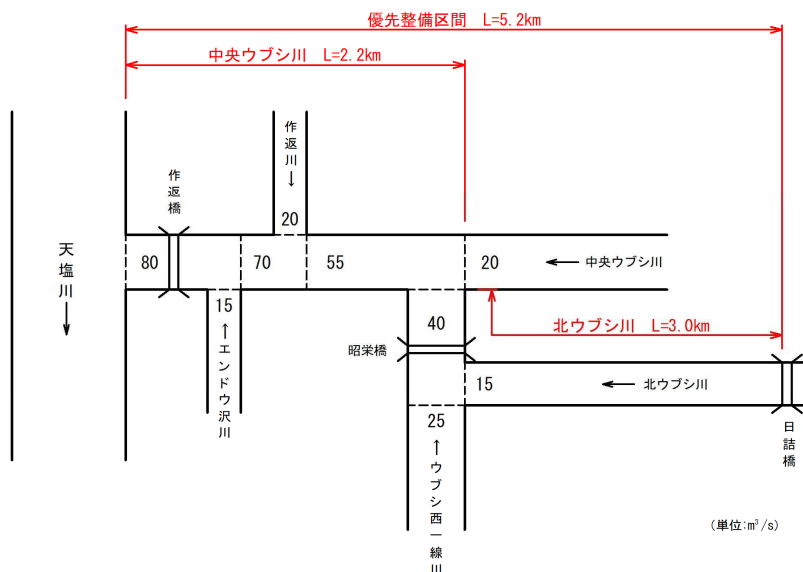
原子の沢川の水質については、「公共用水域における生活環境の保全に関する水質基準」による類型指定はされていませんが、合流先の天塩川では、B類型に指定されています。

中央ウブシ川・北ウブシ川、 原子の沢川の川づくりについて

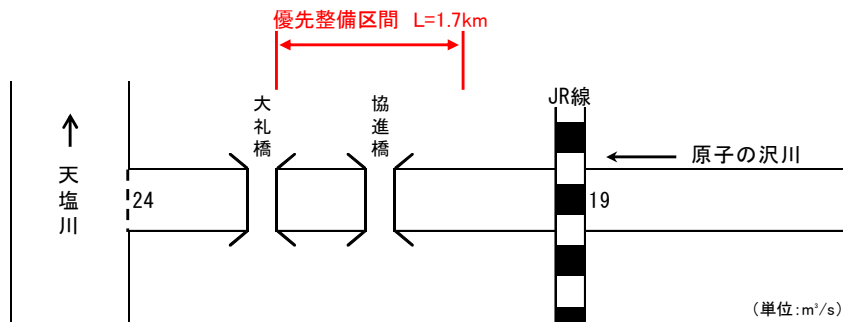
中央ウブシ川・北ウブシ川、原子の沢川の川づくりは、流域の社会的・経済的な重要性や、過去の被災実績等を踏まえ、中央ウブシ川は天塩川合流点から北ウブシ川の合流点までの $L=2.2\text{km}$ 、北ウブシ川は中央ウブシ川の合流点から日詰橋下流端までの延長 $L=3.0\text{km}$ 区間、原子の沢川は大礼橋地点から道管理河川指定区間上流端までの延長 1.7 km において行います。

河川改修は、河道の掘削、護岸の布設などの工事を行うことにより、洪水による災害発生の防止又は軽減を図ります。

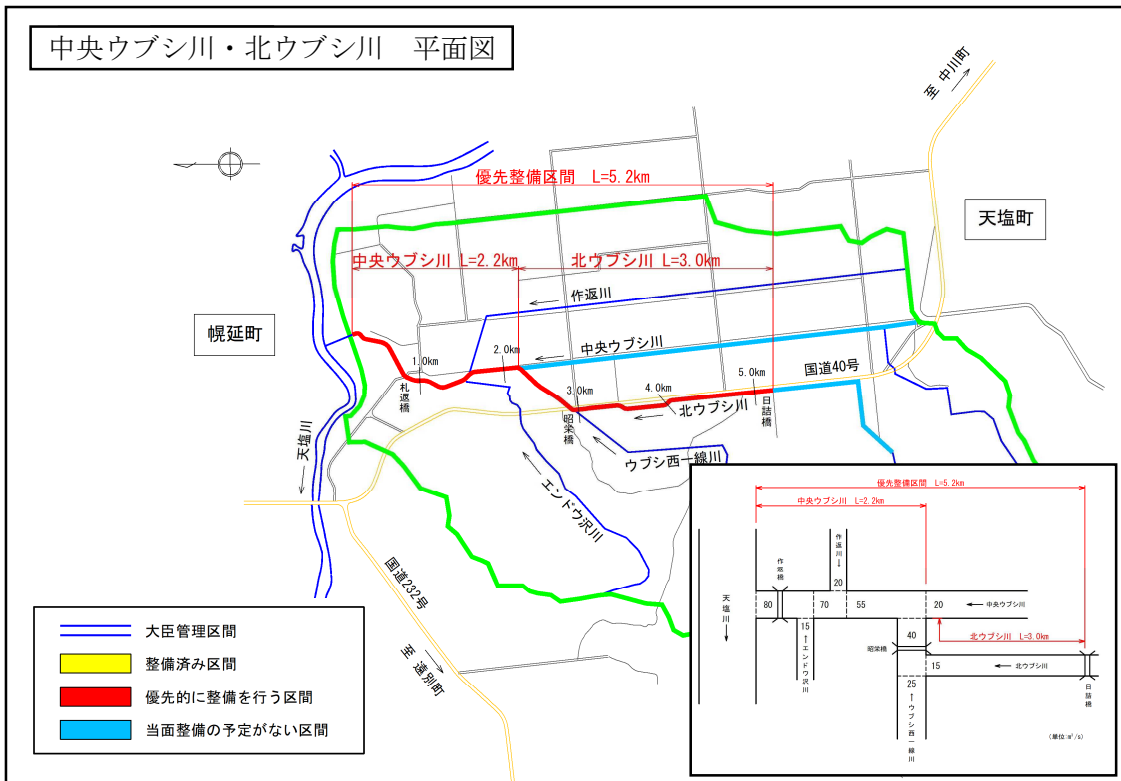
河川環境の整備と保全については、河川空間が多様な動植物の生息・生育の場となっていることから、治水と整合を図りつつ保全に努めます。さらに、魚類等の良好な生息環境の保全・形成を図るため、移動の連続性の確保及び産卵の場の保全に努めます。



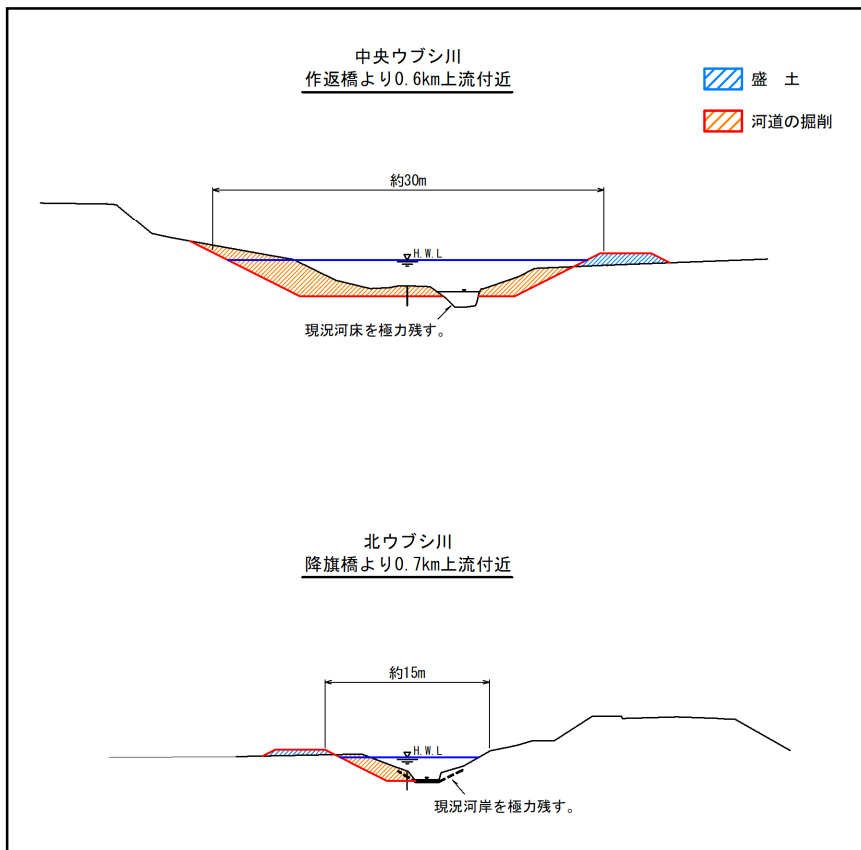
中央ウブシ川・北ウブシ川河川整備計画目標流量配分図(単位: m^3/s)



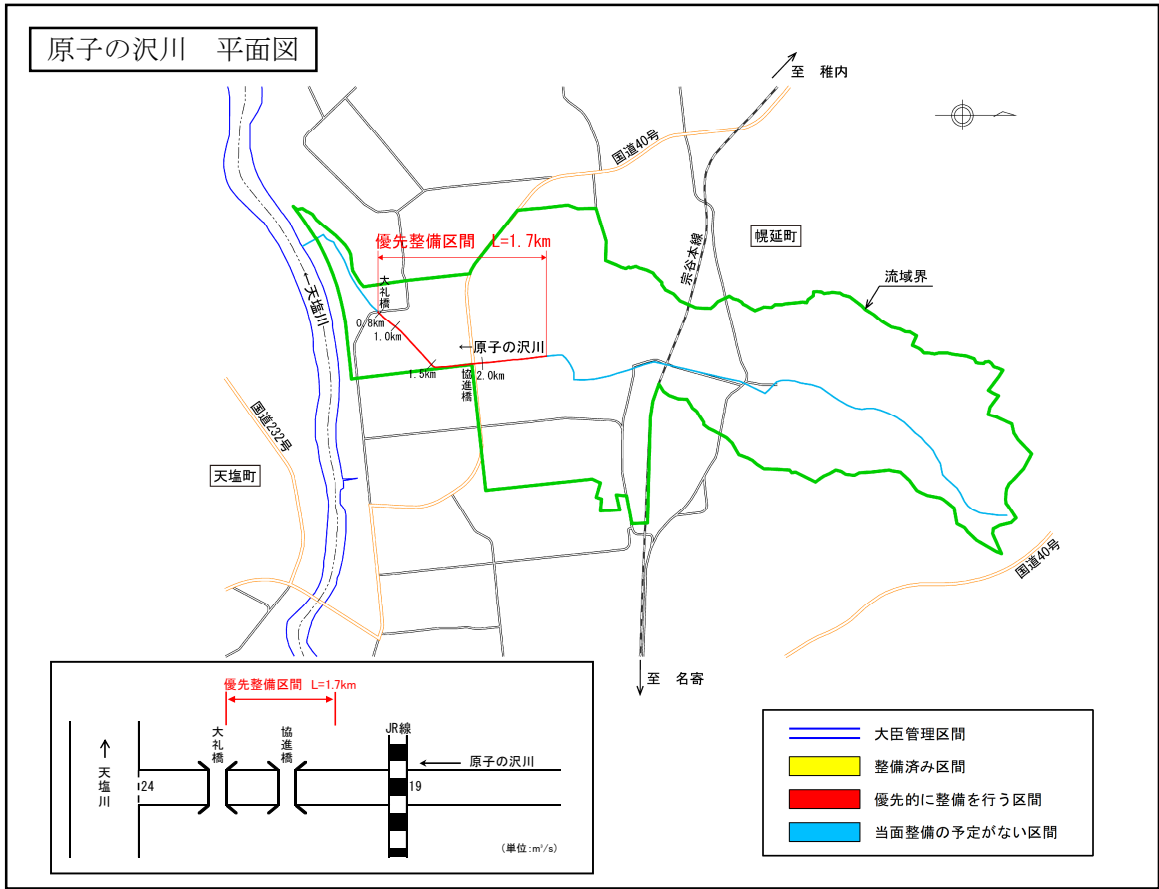
原子の沢川河川整備計画目標流量配分図 (単位: m^3/s)



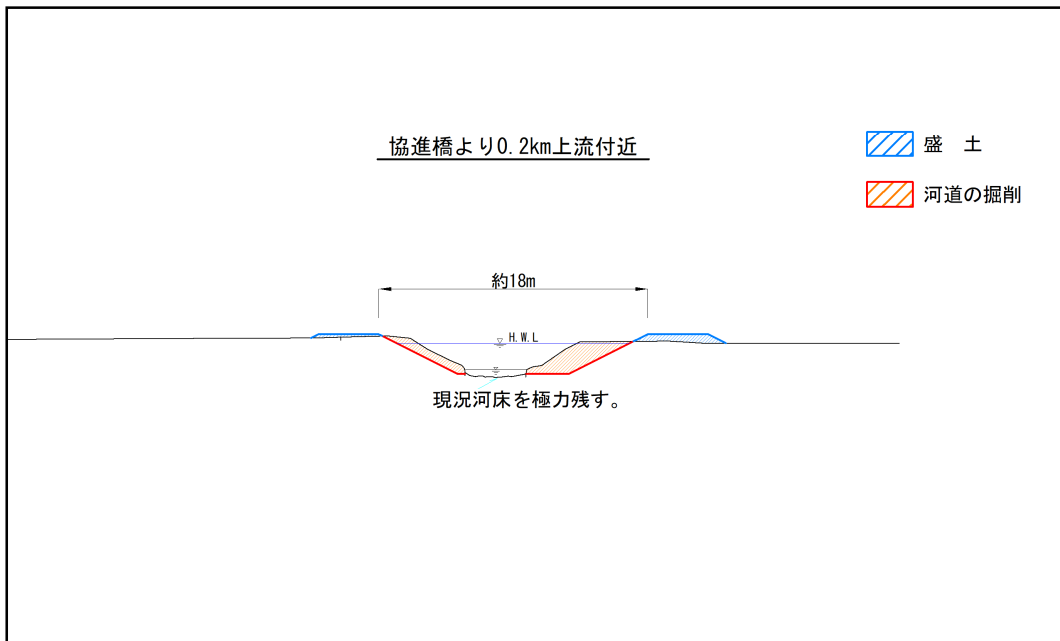
河川整備平面図



河川整備横断図



河川整備平面図



河川整備横断図

河川の維持管理

河川の維持管理は、地域の特性を踏まえつつ、洪水被害の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等、総合的な観点から適切な実施に努めます。

- ① 河川の巡視及び点検
- ② 堤防の維持管理
- ③ 河道内樹木の管理
- ④ 河道の維持管理
- ⑤ 河川管理施設（樋門・樋管・護岸等）の維持管理
- ⑥ 備蓄資器材の備蓄

河川情報の提供、 地域や関係機関との連携

以下の点について、地域や関係機関と連携し、適切な河川管理に努めます。

- ① 河川環境に係る調査・研究
- ② 雨量・水位情報の提供・共有
- ③ 地域の防災力向上への支援
- ④ 河川事業に関する情報提供
- ⑤ 水質事故への対応
- ⑥ 水防活動の支援
- ⑦ 川づくりへの住民参加、教育環境の場の提供
- ⑧ 防災・減災対策の推進
- ⑨ 河川愛護思想の普及